

その他の資料

- 1 令和7年度 戸塚区地域防災拠点運営委員会担当者一覧表
- 2 戸塚区地域防災拠点備蓄物資標準一覧
- 3 横浜市地域防災活動奨励助成金交付要綱
- 4 戸塚区地域防災拠点運営委員会助成金交付要領

令和7年度 戸塚区地域防災拠点運営委員会担当者一覧表

No.	地域防災拠点	担当部課長	担当係長
1	名瀬小	森 戸塚土木事務所副所長	鈴木 生活支援課生活支援担当係長
2	名瀬中		中泉 高齢・障害支援課高齢・障害係長
3	川上北小	緑川 福祉保健センター長	吉岡 総務課予算調整係長
4	東品濃小		手塚 保険年金課国民年金係長
5	品濃小		沖山 税務課担当係長
6	平戸小	尾崎 福祉保健課長	佐藤 こども家庭支援課こども家庭センター担当係長
7	平戸台小		織地 区政推進課まちづくり調整担当係長
8	境木中	齋藤 生活衛生課長	仲澤 生活衛生課環境衛生係長
9	上矢部小	竹内 地域振興課長	山口 戸籍課担当係長
10	川上小	関 こども家庭支援課 学校連携・こども担当課長	中川 福祉保健課運営企画係長
11	秋葉小		鈴木 こども家庭支援課こども家庭係長
12	柏尾小	堀内 税務課長	御船 区政推進課企画調整係長
13	鳥が丘小	山内 区政推進課長	望月 区政推進課広報相談係長
14	矢部小		吉田 生活支援課生活支援係長
15	東戸塚小	藤田 高齢・障害支援課長	佐藤 高齢・障害支援課高齢者支援担当係長
16	舞岡中	河合 保険年金課長	平野 福祉保健課事業企画担当係長
17	舞岡小		結城 保険年金課保険係長
18	南舞岡小		情野 総務課庶務係長
19	汲沢小	石和田 総務課長	五月女 こども家庭支援課担当係長
20	東汲沢小		田中 地域振興課まちの安心・安全担当係長
21	戸塚中	関 戸籍課長	大内 税務課担当係長
22	戸塚小		檜垣 戸籍課キャリアスタッフ
23	南戸塚小	増田 副区長 神内 地域振興課読書活動推進担当課長	今野 高齢・障害支援課地域包括ケア推進担当係長
24	南戸塚中		堀口 総務課統計選挙係長
25	倉田小	鋪 こども家庭支援課長	安達 保険年金課収納担当係長
26	豊田中	白井 戸塚土木事務所所長	篠 保険年金課給付担当係長
27	汲沢中	神尾 生活支援課長	青木 地域振興課生涯学習支援担当係長
28	深谷小	高橋 地域振興課資源化推進担当課長	渡辺 こども家庭支援課こども家庭支援担当係長
29	横浜深谷台小	安藤 福祉保健センター担当部長 佐藤 税務担当課長	石塚 税務課担当係長
30	深谷中	高橋 地域振興課資源化推進担当課長	武田 地域振興課資源化推進担当係長
31	大正小	安藤 福祉保健センター担当部長 佐藤 税務担当課長	有賀 戸籍課担当係長
32	大正中		魚屋 地域振興課地域活動係長
33	小雀小		加藤 生活衛生課食品衛生係長
34	東俣野小		速水 こども家庭支援課担当係長
35	下郷小	増田 副区長 神内 地域振興課読書活動推進担当課長	西田 税務課担当係長

※敬称略

※令和7年5月23日時点

戸塚区地域防災拠点備蓄物資標準一覧

令和7年5月 現在

区分	品目	定 数 量	確 認	区分	品目	定 数 量	確 認
食糧・水	クラッカー・缶入り保存パン	2000食			ガソリン式発電機	3台	
	水缶詰	2000缶			ガス式発電機 (カセットボンベ12本付)	3台	
	おかゆ	460食			ヘルメット	10個	
	スープ	220食			金属梯子 ※R7回収対象	1本	
	粉ミルク・ほ乳瓶	20セット (うちアレルギー対応1セット)			LED投光器	5台	
	液体ミルク	24缶			コードリール	5台	
生活用品等	灯油式かまどセット (小学校及び深谷中学校)	1台			担架	10本	
	灯油式かまどセット用ガス式発電機 (小学校及び深谷中学校)	1台			ハンドマイク	2個	
	ガスかまどセット (深谷中学校を除く中学校の拠点)	1台			つるはし ※R7回収対象	5本	
	なべ・カセットコンロ	1セット			大ハンマー ※R7回収対象	5本	
	LEDランタン(電池、手回し充電式)	80台			スコップ ※R7回収対象	5本	
	テント(更衣室、授乳室用等)	2基			ロープ ※R7回収対象	5本	
	生理用品	425個			てこ棒 ※R7回収対象	5本	
	高齢者用紙おむつ	210枚			大バール ※R7回収対象	5本	
	乳幼児用紙おむつ	1350枚			ワイヤーカッター※R7回収対象	5本	
	下水直結式仮設トイレ	5基			大なた ※R7回収対象	5本	
	組立式仮設トイレ	2基			のこぎり ※R7回収対象	5本	
	簡易トイレ便座(パック式トイレ(本体))	6基			掛矢 ※R7回収対象	2本	
	トイレパック(パック式トイレのパック)	5000セット			リヤカー	2本	
	トイレットペーパー(130m)	96巻			グランドシート	10枚	
	アルミプランケット	240枚			松葉杖 ※R7回収対象	5組	
	毛布※1	240枚					
感染症対策資機材	保温用シート	150枚			サーナカルマスク	10箱(500枚)	
	デジタル移動無線子機・延長コード	各1基			小さめマスク	6箱(300枚)	
	特設公衆電話用電話機・コード	各2基			消毒液(ハイター)	2本	
	防災ラジオ(ECOラジオ)	2台			雑巾	10枚	
	トランシーバー(アイコムIC-4100)	2台			使い捨て手袋	700枚	
	ビブス(橙・青)(運営委員用)	各10枚			泡ハンドソープ	10本	
	多言語表示シート、コミュニケーションボード	各1式			アルコール消毒液	40本(20L)	
	給水用水槽(1t)	1個					
	受水槽用蛇口※2	1式			ノーパンク自転車	1台	
	救急箱(原則保健室保管)	1箱			トランシーバー(ケンウッド)	2台	
戸塚区独自品	※1 毛布は防災備蓄庫にすべて備蓄することができないため、足りない分を区役所や消防出張所等に備蓄しています。				トランシーバー(アイコムIC-4110)	2台	
	※2 受水槽用蛇口は、原則、受水槽を設置している地域防災拠点に配備しています。				カセットボンベ	36本	
					LEDランタン用アルカリ乾電池(単四形)	320本	
					灯油(小学校及び深谷中学校)	10リットル	
					ガソリン	15リットル	

※1 毛布は防災備蓄庫にすべて備蓄することができないため、足りない分を区役所や消防出張所等に備蓄しています。

※2 受水槽用蛇口は、原則、受水槽を設置している地域防災拠点に配備しています。

【参考】過去に納品した物品一覧

区分	品目	数量
横浜市配備物品	救護用品 携行缶（灯油専用）	1 缶
	エンジンカッター	2 台
	レスキュージャッキ（油圧ジャッキ）	1 台
	感染症対策物品 非接触型体温計	3 箱
	脇下体温計	1 箱
	フェイスシールド	30 枚
	養生テープ	10 個
	ごみ袋（30L、40L） 50枚入り	各2 袋
	ペーパータオル	10 袋
	段ボールベッド	6 セット
戸塚区配備物品	コンテナBOX（感染予防品が入っていたBOX）	2 箱
	コンテナBOX（感染予防品）	1 箱
	サーキュレーター（換気用）	2 台
	携行缶（ガソリン専用）	1 缶
	緊急畳	1 卷
	巻き尺（50m）	1 卷
	エンジンカッター用替刃	1 個
	工具セット	1 個
	手まわし充電たまご	1 個
	土のう袋（袋のみ）	340 枚
戸塚区独自品	組織用救急箱（20人用）	1 セット
	蛍光灯ランタン	1 個
	サージカルマスク（50枚入）	1 箱
	手動式灯油ポンプ	1 個
	抜き取り用スポット（大・小）	1 セット
	オイルパン	1 個
	はさみ	1 個
	カッター	1 個
	カッター替刃（10枚）	1 個
	防雨型コードリール	1 台
	防炎割烹着	1 枚
	腕章（庶務班、情報班、食料物資班、救出救護班）	各10 枚
	どこでもシート	1 卷
	台車（200kg）	1 台
	発電機（ガス式） (赤十字社からの寄贈品)	2 台
	混合ガソリン	2 缶
	4サイクルエンジンオイル	2 缶
	2サイクル専用オイル	1 缶
	二人用テント本体（4張入）	1 箱
	二人用テント目隠しシート	4 個
	二人用テント（本体及び目隠しシートセット品）	1 個
	ドライバーセット	1 個
	防犯ブザー	15 個
	LEDランタン（備蓄庫照明用）	4 個
	LEDランタン（赤）	3 個
	ビブス（緑）	5 枚

横浜市地域防災活動奨励助成金交付要綱

制 定 平成 8 年 4 月 1 日
最近改正 令和 6 年 4 月 1 日 総地第 214 号(局長決裁)

(目的)

- 第1条 この要綱は、地域防災拠点運営委員会及び地域防災拠点運営委員会連絡協議会の自主的な活動を奨励し、災害時の地域防災拠点の運営を円滑に行うために、横浜市地域防災活動奨励助成金（以下、「助成金」という。）を交付する際に必要な事項を定める。
- 2 助成金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月 横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域防災拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）
災害発生時に、安全かつ秩序ある避難生活の維持等、地域住民の相互協力による防災活動の促進を目的として、地域防災拠点ごとに、地域・学校・行政等で構成する団体をいう。
- (2) 地域防災拠点運営委員会連絡協議会（以下「協議会」という。）
地域防災拠点運営委員会相互の緊密な連携を図るため、運営委員会の委員長又は委員長の指名する者及び区行政関係者で構成する団体をいう。

(交付方法)

- 第3条 助成金は、予算を総務局から各区へ配付し、区から協議会へ交付するものとする。
- 2 助成金の協議会への支出は、地方自治法施行令第 163 条第 2 号及び横浜市会計規則 51 条に基づき、前金払いとすることができます。
- 3 助成金は、原則として、協議会の取引銀行の預金口座に振り込むものとする。

(交付要件)

- 第4条 区長は、運営委員会及び協議会が当該年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までの間に行う、防災訓練、研修会、運営のための会合その他の地域防災拠点の運営及び管理に係る活動に対して、助成金を交付する。
- 2 前項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については、本助成金の対象外とする。

(交付基準)

- 第5条 助成金の基準額は、運営委員会の数に 12 万円を乗じて得た額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、年度途中に運営委員会が新たに発足する場合の助成金の基準額は、次の各号に定める額とする。
- (1) 年度内の運営委員会の活動期間が 9 か月以上の場合は、12 万円とする。
- (2) 年度内の運営委員会の活動期間が 6 か月以上 9 か月未満の場合は 9 万円とする。
- (3) 年度内の運営委員会の活動期間が 3 か月以上 6 か月未満の場合は 7 万円とする。
- (4) 年度内の運営委員会の活動期間が 3 か月未満の場合は 2 万円とする。

(交付申請)

- 第6条 助成金の交付を受けようとする協議会は、次の各号に定める書類を区長に提出しなければ

ならない。

- (1) 地域防災活動奨励助成金交付申請書（第1号様式）
- (2) 地域防災活動事業計画書（第2号様式）
- (3) 地域防災拠点運営委員会連絡協議会事業予算書（第3号様式）

（交付決定）

第7条 区長は、助成金の交付申請があったときは、申請書類等を審査し、適正と認めるときは助成金の交付を決定し、地域防災活動奨励助成金交付決定通知書（第4号様式）により、協議会に通知するものとする。

2 区長は、必要と認めたときは、申請事項の修正を指示し、それに基づき交付額の決定を行うものとする。

3 区長は、申請書類等を審査し、不適正と認めるときは、助成金の不交付を決定し、地域防災活動奨励助成金不交付決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 区長は助成金交付を決定した協議会が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができるものとし、地域防災活動奨励助成金交付決定取消通知書（第6号様式）により、協議会に通知するものとする。

- (1) この要綱又は助成金交付決定通知書に付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請、報告又は不正な行為によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定額を減少すべき事由が生じたとき。

（活動中止及び申請取下げ）

第9条 助成金の交付決定を受けた協議会は、活動の中止及び補助申請の取下げをする場合には、速やかに区長に報告し、その指示に従わなければならない。

（請求）

第10条 助成金の交付決定を受けた協議会は、地域防災活動奨励助成金請求書（第7号様式。以下「請求書」という。）を区長へ提出しなければならない。

2 区長は、請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

（活動実績報告）

第11条 助成金の交付を受けた協議会は、活動を完了した後、区長が定める期日までに、次の各号に定める書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 地域防災活動事業完了報告書（第8号様式）
- (2) 地域防災拠点運営委員会連絡協議会事業決算書（第9号様式）
- (3) 監査報告書（第10号様式）
- (4) 運営委員会事業報告書
- (5) 運営委員会の収支を証する書類の写し

（額の確定）

第12条 区長は、活動実績報告があったときは、その内容を審査し、助成金の額を確定し、地域防災活動奨励助成金額確定通知書（第11号様式）により協議会に通知するものとする。

（返還）

第13条 区長は、助成金の額が確定した場合において、交付した助成金に余剰金があると認められる場合は、地域防災活動奨励助成金返還請求書（第12号様式）をもって、協議会に対して余剰金の返還を求めるものとする。

（関係書類の整備）

第14条 助成金の交付を受けた協議会は、助成金に係る事業の収支を明らかにした会計帳簿、領收証等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、改正後の第9条第2項、第11条及び第12条の規定については、平成24年度の補助金に係る事務から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

戸塚区地域防災拠点運営委員会助成金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、戸塚区の地域防災拠点運営委員会(以下「運営委員会」という。)が行う、災害時の避難生活に備えた訓練及び平時避難訓練その他の活動に対する助成金の交付について必要な事項を定めるものとします。

(助成対象)

第2条 この要領に基づく助成の対象は、次のとおりとします。

- (1) 地域防災拠点運営委員会開催経費
- (2) 地域防災訓練等経費

2 前項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については、本助成金の対象外とします。

(助成額)

第3条 この要領に基づく助成額は、7万5千円を限度とします。

(助成申請)

第4条 運営委員会が助成金を受けようとするときは、次の書類を戸塚区地域防災拠点運営委員会連絡協議会(以下「協議会」という。)会長に提出するものとします。

- (1) 助成金交付申請書(様式1)
- (2) 事業計画書(様式2)

(助成金の決定)

第5条 協議会会长は、前条に定める書類を受理したときは、速やかに書類及び事業の内容を審査し、承認または不承認を決定するものとします。

2 協議会会长は、前項の決定後速やかに、申請運営委員会に対して助成金交付決定通知書(様式3)または助成金不交付決定通知書(様式4)を交付するものとします。

(助成金の請求及び交付)

第6条 運営委員会は、前条により交付の決定を受けたときは、次の書類を協議会会长に提出するものとします。

- (1) 助成金請求書(様式5)
- (2) 助成金交付決定通知書(様式3)の写し

2 協議会会长は、適正な助成金請求書を受理した日から30日以内に、助成金を交付するものとします。

(助成金の取り消し等)

第7条 協議会は、運営委員会が次の各号に該当する場合は、すでに交付した助成金の一部または全部の返

還を求めることがあります。

- (1) 虚偽その他不正な手続きにより助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成の目的以外に助成金の交付を受けたとき。
- (3) 事業を中止したとき。
- (4) その他この要領に違反したとき。

2 運営委員会は、この助成金に余剰が生じたときは、当該余剰金を返還しなければなりません。

(事業報告及び助成金の精算)

第8条 運営委員会は、事業終了後速やかに協議会会長あて、事業報告及び助成金の精算のため、次の書類を提出するものとします。

- (1) 事業報告書(様式6)
- (2) 助成金精算書(様式7)

(経費の明確化)

第9条 運営委員会は、収支簿を作成し、助成金の使途について明らかにしておかなければなりません。

2 協議会は、必要があると認めた場合には、運営委員会の経理に関する書類の検査をすることができます。

3 協議会は、必要があると認めた場合には、活動状況について運営委員会に報告を求めることができます。

(その他)

第10条 この要領に定めるものの他、この要領の実施に必要な事項は、協議会会長が定めるものとします。

附則

(施行期日)

この要領は、平成8年7月30日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成15年6月26日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成16年6月29日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成23年6月29日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和3年3月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和7年5月 22 日から施行する。